

広島県告示第二百五十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十六年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十六年三月十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社ケーシーエル

東広島市西条中央六丁目三一番三五号

代表取締役 崎島 寿則

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二三・特―二三）第三一八八一号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十六年四月三日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、平成二十五年五月二十日に建設業許可の業種追加申請書を提出し、平成二十五年六月一日の役員変更を報告することなく、許可を受け、営業活動を行った。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。